

平成 26 年 度

事業計画

目 次

日本赤十字社千葉県支部事業体系（平成26年度）	2
第1 災害救護体制の充実・強化	4
1 救護班の編成と研修	4
2 災害救護訓練	4
3 こころのケア研修	5
4 赤十字防災・減災セミナーの開催	5
5 救護装備の整備と災害救援物資の備蓄	5
6 火災等被災者への救援物資配付と見舞金の支給	6
7 義援金の募集	6
8 地域における奉仕団・防災ボランティア体制の強化	7
第2 国際活動の充実	8
1 途上国に対する救援・教育等支援	8
2 国際救援要員の養成	8
3 海外救援金の募集	8
4 安否調査	9
第3 医療事業の充実	10
1 病院運営の健全化	10
2 医療提供体制の充実	11
3 患者サービスの向上	11
4 医療社会事業の推進	12
5 広報活動の充実	13
6 訪問看護ステーションの活動	13
第4 看護師の養成	15
1 成田赤十字看護専門学校の運営	15
2 看護学生の修学支援	15
3 成田赤十字看護専門学校の閉校	15
第5 血液事業の推進	17
1 安定供給	17
2 適正な事業運営	19
第6 健康・安全のための知識・技術の普及	21
1 県民ができる救命手当・応急手当の普及	21
2 すこやかな高齢期を迎えるために必要な、健康増進の知識や介護技術の普及	23
3 講習指導體制の充実・強化	23
4 健康・安全の普及を目的としたイベントの開催及び協力	24
5 臨時救護員派遣等救護事業の実施	24
第7 赤十字奉仕団による活動	26
1 防災・災害救護活動の体制の充実・強化	26
2 献血推進活動の充実・強化	26
3 学校への支援活動	27
4 地域福祉活動	27

5	健康で安全な生活を送るための活動	27
6	赤十字精神の普及と社資募集への取り組み	28
7	赤十字施設や他団体等からの依頼・要請に基づく活動	28
8	ボランティア・リーダーの養成と活用	29
9	奉仕団活動の広報強化	30
10	奉仕団活動推進のための会議の開催	30
第8	青少年赤十字の活動	32
1	学校関係者の理解促進と青少年赤十字活動の普及	32
2	青少年赤十字採用校（園）における活動の充実	33
3	事業実施体制の強化	33
第9	義肢製作所の運営	35
1	品質と生産性の向上	35
2	赤十字ならではのサービス活動	35
3	技術の向上	35
4	利用者の拡大を図る	35
5	障がい者福祉活動の理解促進	36
第10	赤十字精神と社旨の普及	37
1	運動月間等における広報活動	37
2	年間を通じた広報・企画	38
3	赤十字社資（個人・法人）の募集	39
4	企業との協働活動の取り組み強化	40
5	千葉県赤十字有功会による支援強化	40
第11	地域における赤十字活動	41
1	地区分区交付金を活用した地区・分区の活動	41
2	地区・分区業務の円滑な推進と透明性の確保	41
第12	事業推進のための会議と事業を担う人材の育成	42
1	評議員会	42
2	参与会議	42
3	研修会の開催	43
第13	収支予算の概要	44
1	一般会計	44
2	医療施設特別会計	46

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

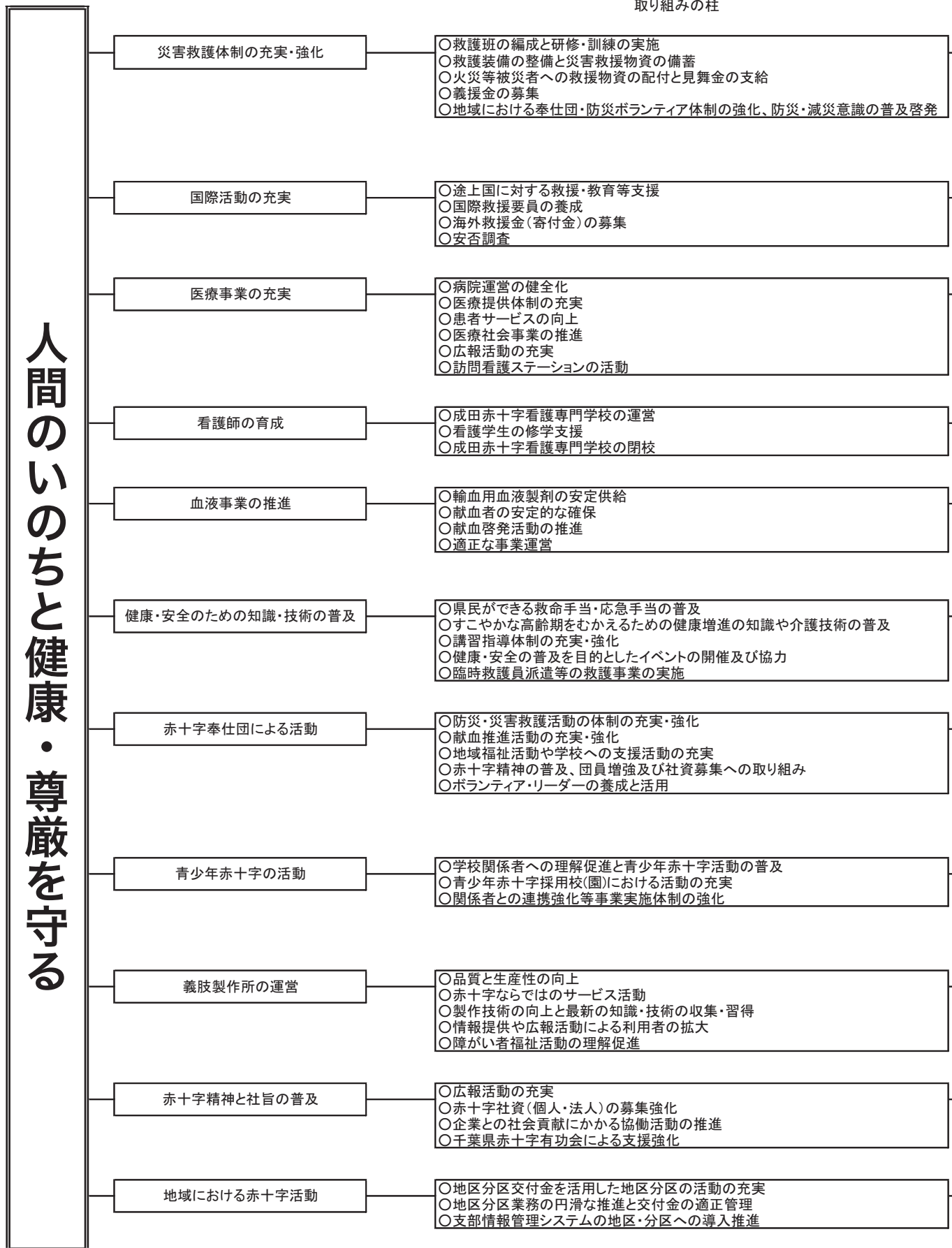
わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人 道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公 平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中 立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独 立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉 仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単 一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

日本赤十字社千葉県支部事業体系（平成26年度）



主な取り組みとめざす方向

- ・救護班要員研修やdERU設置運用研修等により救護班要員の知識と技術の向上を図る。
- ・大規模・広域災害を想定した実践的な救護訓練を実施し、近隣支部等との連携強化を図る。また防災関係機関が主催する訓練にも積極的に参加し防災関係機関との連携強化を図る。
- ・災害救援物資を常備するとともに救護装備の計画的な整備による救護救援体制の強化を図る。
- ・業務協定の締結機関(団体)と、日頃からの情報共有・実践的な訓練等を通じて連携強化を図る。
- ・地域における防災意識の向上の担い手となり災害時には迅速かつ円滑な救護活動が行えるリーダー的人材の育成を図る。
- ・赤十字奉仕団と防災ボランティアの協力・協働の体制を強化する。
- ・自治会、各団体、企業等を対象に、自助による防災・減災に役立つセミナーを開催する。

- ・カンボジア義肢供給支援・地雷犠牲者救援支援に対し資金援助を行う。
- ・ネパール及びバングラデシュ青少年教育等支援事業に対し資金援助を行う。
- ・人的支援に貢献するため、支部職員から国際救援要員を養成すると共に、既に国際救援要員である職員を国際医療拠点病院が主催する研修会に参加させスキルアップを目指す。
- ・海外たすけあいキャンペーンを通じて海外救援金の募集を行う。

- ・経営の安定化を図るとともに、人財の確保と定着に努める。
- ・高度医療、救急医療の充実と地域医療連携の強化に努める。
- ・「患者さまから選ばれる病院」を目指した医療提供の実践を行う。
- ・医療救援活動の即応体制の強化と保健衛生活動の推進による健康増進活動に努める。
- ・地域に開かれた病院を目指した広報活動を行う。
- ・「地域に根ざした訪問看護」を実践する。

- ・災害救護、国際救援活動など広く社会貢献できる赤十字看護師の育成を目指す。
- ・成田赤十字看護専門学校、日本赤十字学園の看護大学生への奨学金制度による修学支援と、城西国際大学の臨床実習施設としての協力を行う。
- ・昭和53年開校以来、約1,100名の看護師育成を行ってきたが、平成27年3月31日の閉校を以ってその役割を終える。

- ・輸血用血液製剤の動向等を的確に把握し需要予測の精度向上を図り、医療機関の需要に対し広域需給管理による安定供給に努めるとともに、血液製剤の適正使用を促進する。
- ・成分献血及び400mL献血を中心とした献血者の受入に対する県民の理解と協力を得るとともに、県・市町村並びに献血推進団体等と連携のもと、必要な血液量の確保に努める。
- ・献血者を安定的に確保するための各種イベントや広報媒体の有効的な活用、複数回献血の促進、若年層への普及啓発、新規献血者の確保など、積極的な啓発活動を推進する。
- ・献血者の安全を確保するため採血副作用や献血者事故の防止に努めるとともに、献血者が安心して快適に献血のできる受入環境の改善・整備を図る。
- ・インシデントレポートシステムの運用並びに血液事業情報システムの導入を図るとともに、財政面では、より一層の費用削減や業務の効率化を図り、適正な事業運営に努める。

- ・救命手当・応急手当の知識と技術を講習を通じて普及し、安心で安全な地域づくりに貢献する。
- ・高齢者の介護や自立に役立つ知識・技術を普及する健康生活支援講習を受講者のニーズに応じたプログラムで取り組む。
- ・指導員の育成・確保に努め、指導体制の強化を図るとともに講習資機材の計画的整備により、地域での講習開催を効果的に実施する。
- ・救急法の普及を目的として、楽しみながら、いざという時に活かせる救命および応急手当の知識と技術の向上の機会とするため救急法フェスタを開催する。
- ・県や市町村及び各団体等からの要請に対し臨時救護員を派遣する。

- ・奉仕団が防災・災害救護活動に取り組む意義、役割、求められる活動を理解し、地域と一体となって組織的かつ効果的な活動ができるよう研修・訓練を実施する。
- ・奉仕団全国統一活動である献血推進活動について、特に若年層を対象として推進するとともに、健康の大切さについて啓発する。
- ・地域や市民のニーズの把握に努め、少子高齢社会に対応した老人福祉活動や児童の健全育成活動に積極的に取り組む。
- ・学校への支援を強化し、学校と市民が支え合いながら青少年を育む地域づくりに努める。
- ・赤十字を広く市民に紹介する活動を創意工夫して実施し、具体的な方策をもって団員増強を図る。
- ・地域の繋がりを活かし、地元企業や商店等を訪問して赤十字活動への協力を呼び掛ける。
- ・活動の中核となるリーダーを計画的に養成するとともに、研修修了者の効果的、効率的な活用に取り組む。

- ・青少年赤十字指導者(教職員)の理解促進を図るための各種研修会を開催するとともに、活動情報の共有と関係者間の交流の場を提供し、青少年赤十字活動への理解促進を図る。
- ・青少年赤十字未採用校(園)に対する研修機会の提供、広報活動を通じ、青少年赤十字の普及促進を図る。
- ・学校現場の実情に即した具体的な活動メニューの提供を行い、活動の充実・定着を図る。
- ・メンバー協議会、国際交流派遣事業、国内交流派遣事業等の県・地区行事を開催し、学校での活動との関連付けにより各採用校(園)での活動の充実に努める。
- ・青少年赤十字指導者協議会をはじめとした関係者間の連携を強化し、円滑な活動の展開のための体制整備・環境整備を行う。

- ・義肢装具士の技術力をより一層高めることで品質と生産性の向上を図り、利用者に安心、信頼される質の高い製品の提供に努める。
- ・高齢などにより来所困難な方のために訪問相談を積極的に行い、障がいのある方の立場に立った、赤十字ならではのきめ細かなサービス活動に取り組む。
- ・常に知識向上と情報収集などに努め、インフォームド・コンセントなどを実行することで利用者との信頼関係を構築し、他社との差別化を図り営業・普及活動の拡大に取り組む。
- ・ホームページのリニューアルを行うとともに、タブレットなどを活用し積極的な広報活動に努め、新規利用者の拡大を図る。
- ・見学者や小中学生の体験学習などを積極的に受け入れ、赤十字事業への理解を深めるとともに、障がい者への理解を広げる道德教育の場としての取り組みを進める。

- ・年間を通じ積極的かつ創意的な広報活動を展開するとともに、県民に赤十字活動と社資の使途を明確に伝え、継続的な支援と新たな支援者拡大につなげる。
- ・支部情報管理システムを活用し、協力法人の拡大、社資依頼の時期、方法等の工夫による効果的な方法で実施するとともに、赤十字活動、社資の使途についての情報提供を行う。
- ・企業が参画可能な赤十字活動メニューを選定し、活動が体感できる工夫を行うとともに、社資の使途を明確にし社資協力を促す。
- ・有会会員へ支部の運営状況等の情報を発信し、更なる支援強化を図る、また有会行事を見直し会員が参加し易い環境整備を行う。

- ・地区区分交付金を積極的に活用した地域性を生かした赤十字活動の充実に努める。
- ・地区・区分の実情を把握し、支援と連携強化及び業務負担の軽減に努める。
- ・未導入地区・区分への導入推進を図り、社員管理の適正化と地区・区分業務の軽減を図る。

第1 災害救護体制の充実・強化

日本赤十字社の災害救護業務は、医療救護、救援物資の備蓄・配付、災害時の血液製剤の供給、義援金の受付など、災害の発生直後から被災者の自立の見通しが立つまでの間、災害の特性や被災者のニーズ等を踏まえて実施することとされている。

近い将来に発生することが予測され、県内に大きな影響を及ぼす可能性のある首都直下地震（東京湾北部地震）や千葉県東方沖地震、三浦半島断層群地震をはじめ、東南海・南海地震や東海地震などの大規模災害に対応した救護体制のさらなる充実強化を図るため、救護要員の研修及び訓練の実施、救護装備の整備と災害救援物資の備蓄、地域における防災ボランティア体制の充実強化に努めるなど、災害発生時に迅速かつ円滑な救護活動や支援活動が実施できるよう備える。

また、大規模災害時における日本赤十字社第2ブロック支部の広域救護・救援体制のさらなる強化を図るとともに、県内の防災関係機関との連携を密にし、地区・分区（市区町村）や各赤十字奉仕団・防災ボランティアの協力を得て、迅速かつ円滑な救護活動が展開できるよう救援体制の確立を図る。

1 救護班の編成と研修

被災地において医療救護活動を担う救護班を引き続き成田赤十字病院に12個班、血液センターに2個班編成するとともに、成田赤十字病院にDMAT（災害派遣医療チーム）2チームを常備する。

災害救護業務に従事する救護要員（医師・看護師等の医療職のほか、連絡調整員を含む）となる職員を対象に研修会を開催し、救護活動を実施するうえで必要な知識・技術の向上を図る。

- 救護班要員研修会
- 災害看護師養成研修会
- d E R U設置運用研修会
- 全国赤十字救護班（日赤DMAT）研修会
- 救護班要員主事研修会

2 災害救護訓練

大規模・広域災害を念頭において、災害発生時に迅速な医療救護活動が行えるように、近接支部との相互の応援体制確立のため、合同の訓練を実施する。

また、自治体（県・市町村）や県警本部等の防災関係機関が実施する合同防災訓練等に参加することにより連携を密にするとともに、県民に対して赤十字が行う災害救護業務への理解を広げる。

加えて、海上災害時の救護活動や防災力向上のため、相互に連携・協力する業務協定を締結している千葉海上保安部との平時からの訓練等を通じ、一層の実働関係の強化を図る。

〔救護訓練等の実施及び参加〕

- 日本赤十字社・第2ブロック支部災害救護訓練（埼玉県）
- 被災地支部災害救護実施対策本部運営訓練
- 第35回九都縣市合同防災訓練（千葉県主催 南房総市）
- 第35回九都縣市合同防災訓練（千葉市主催 若葉区）
- 第8回九都縣市合同防災訓練・図上訓練
- 航空機事故消火救難総合訓練（成田国際空港）
- 千葉県警察本部との合同防災訓練
- 千葉海上保安部との海上多数被災者対応訓練

3 こころのケア研修

被災者及び救護活動に携わる者自身の「こころのケア」は、救護活動を行ううえで重要な要素であり、活動が円滑に行えるよう救護要員はもとより奉仕団員や防災ボランティアに対し、こころのケア研修を実施する。

4 赤十字防災・減災セミナーの開催

東日本大震災などの災害から学んだ知識や教訓を今後の備えとして多くの県民に広めていくために、千葉県支部では、地域住民や企業を対象に、本年度より新たに「赤十字防災・減災セミナー」を開催する。

同セミナーは、千葉県内で今後起こりうる大規模災害をはじめとするさまざまな災害を知っていただき、非常持ち出し品など日頃の備えや避難行動の注意点などをまとめた講義や、けがをしたときの応急手当の方法、避難所生活で役立つ工夫などが選択できる実技講習を行う。

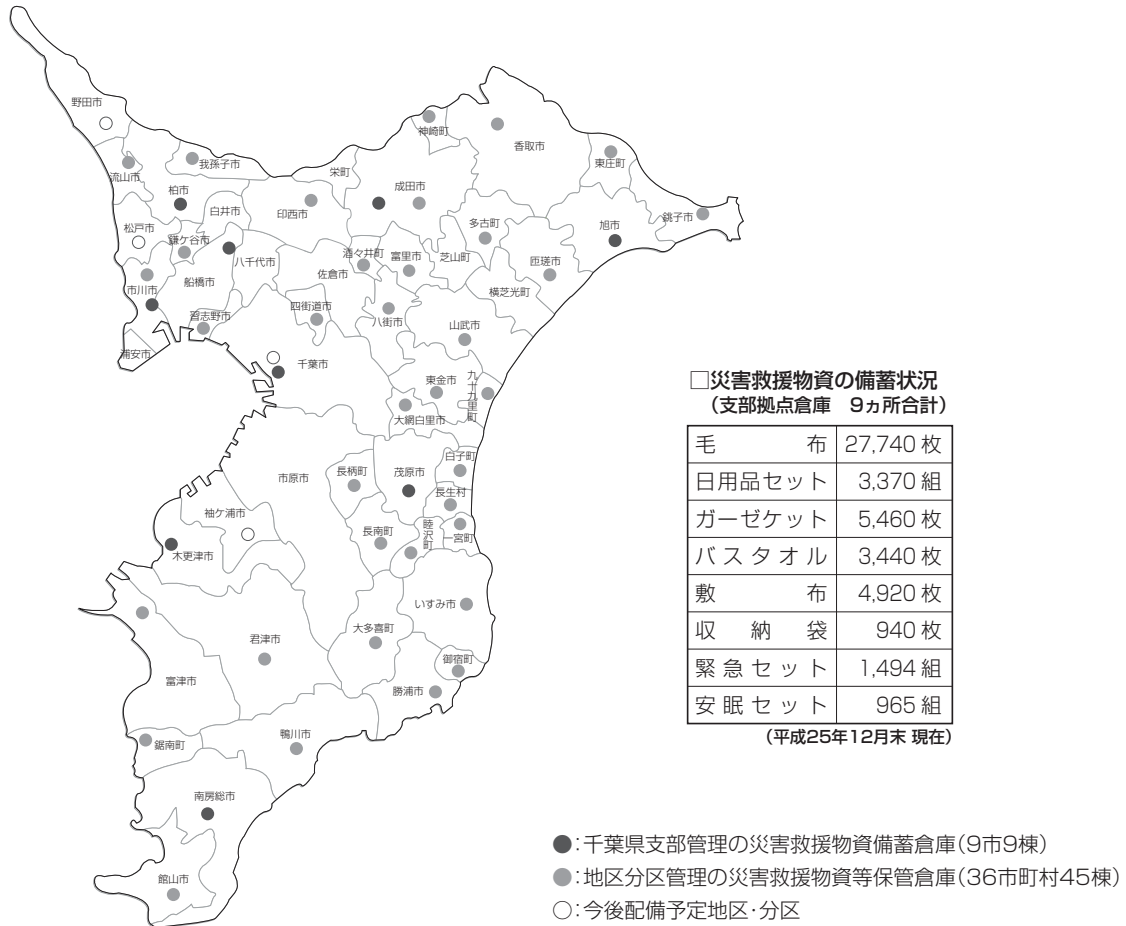
5 救護装備の整備と災害救援物資の備蓄

(1) 救護活動体制の充実強化のため必要な装備の計画的な整備を進めており、平成26年度は以下を整備する。これらの装備は、支部、施設をはじめ県内9か所の支部拠点倉庫のほか、必要に応じて地区・分区倉庫にも保管する。

- 救護所関連資材
- 災害救援車両（更新）
- 災害救援物資等保管倉庫
- 災害用移動炊飯器
- 無線機（基地局の更新）
- 災害時通信機器
- 救急医療用機器

(2) 災害救援物資については、支部拠点倉庫に常備し、被災者への迅速な配付に備える。

なお、千葉県生活協同組合連合会と災害時輸送協定を締結しており、日頃から情報交換に努め、一層の関係強化を図る。



6 火災等被災者への救援物資配付と見舞金の支給

災害救助法が適用されない県内における火災や風水害等の災害に対し、地区・分区を通じて毛布や日用品セットなどの災害救援物資を速やかに配付するとともに、被災者に対して見舞金を支給する。

7 義援金の募集

国内において、災害救助法が適用される大規模災害、またはこれに類する災害が発生し、緊急かつ広範囲な救援が必要なときは、義援金の募集・受付を行う。なお、寄せられた義援金は、被災都道府県支部または本社に送金し、関係機関の代表者で組織する被災都道府県の義援金配分委員会を通じて被災者に全額配分する。

8 地域における奉仕団・防災ボランティア体制の強化

- (1) 県等の防災計画で期待される赤十字奉仕団それぞれの役割と活動について周知を図り、災害時には迅速・円滑に救援活動が展開できるよう研修・訓練を実施する。
- (2) 防災ボランティアは、県内7ブロックを単位に体制強化を進めており、活動の中核となる地区リーダーの養成を強化するとともに、地域に根ざした活動を展開する体制として、市区町村を単位とする地元社会福祉協議会等と連携した連絡協議会の設置に引き続き取り組む。
- (3) 赤十字奉仕団と防災ボランティアの協働体制を強化するため、研修や地域における訓練・行事等への参加を通して、日頃から顔の見える関係づくりに取り組む。

千葉県地域防災計画において赤十字奉仕団に期待されている役割

「赤十字奉仕団の活動は、下表に基づき、救護奉仕・看護奉仕・炊出奉仕・物資配付奉仕・避難誘導奉仕等を行う。このため常に各奉仕団・関係者との緊密な連携を保持するとともに、その他の機関とも綿密な連絡に努める。」

(千葉県地域防災計画抜粋)

千葉県赤十字地域奉仕団…	非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、避難場所の運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等
千葉県青年赤十字奉仕団…	避難場所の運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話、障がいのある人の介助等）、救援物資の収納管理・配付等
千葉県赤十字安全奉仕団…	災害現場又は救護所での傷病者の搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配付等
千葉県赤十字看護奉仕団…	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、避難場所での運営補助（健康相談・血圧測定等）
千葉県赤十字語学奉仕団…	通訳（診療の補助、各種案内等）、外国人被災者の安否調査等
成田赤十字病院ボランティア会…	外来患者の補助、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等
千葉県赤十字特殊救護奉仕団…	災害現場又は救護所での傷病者の搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配付等
千葉県赤十字安全水泳奉仕団…	災害現場又は救護所での傷病者の搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配付等
千葉県青少年赤十字賛助奉仕団…	避難所の子どもたちに対する遊びや学習の支援等

第2 国際活動の充実

世界各地では、今もなお民族対立や政治経済の混乱などに起因する様々な紛争が生じており、多くの難民や避難民が発生している。また、風水害や地震などの自然災害においても多くの被災者が発生している。

このような状況の中、赤十字の国際救援活動は、赤十字国際委員会及び国際赤十字・赤新月社連盟（以下「国際赤十字」という。）の調整のもと世界的なネットワークにより、緊急救援から長期にわたる人道ニーズへの取り組みまで、多岐にわたる活動を行っている。

平成26年度も千葉県支部では、国際活動に参加し資金援助を行うとともに、積極的に国際救援要員の養成・派遣を行う。

1 途上国に対する救援・教育等支援

カンボジアでは、十数年に及んだ内戦により多くの地雷犠牲者が発生しているため、千葉県支部では平成9年からカンボジア義肢センターへの運営費の資金援助を行っており、平成26年度も引き続きこれを行う。

また、ネパールとバングラデシュの青少年に対する教育や保健・衛生環境改善のため、平成26年度も引き続き資金援助を行う。

- (1) カンボジア義肢供給支援／地雷犠牲者救援支援（平成9年～）
- (2) ネパール青少年教育等支援事業（平成21年～）
- (3) バングラデシュ青少年教育等支援事業（平成22年～）

2 国際救援要員の養成

国際医療救援拠点病院*等が主催する各種研修会に職員を参加させ、国際救援要員の養成及びスキルアップを図る。

*「国際医療救援拠点病院」

国際救援の人的貢献の拡充を図り、長期にわたり国際活動に従事できる人材を確保し、その経験や知識を蓄積し、併せて緊急救援要請にも応えられるよう、本社は、次の赤十字病院を同拠点病院に指定している。

日本赤十字社医療センター、名古屋第二赤十字病院、大阪赤十字病院、日本赤十字社和歌山医療センター、熊本赤十字病院

3 海外救援金の募集

(1) 海外たすけあいキャンペーンの実施

日本赤十字社ではNHKと共催で、毎年12月1日から25日まで「海外たすけあい」キャンペーンを全国的に展開している。

平成26年度もNHK千葉放送局との協働で、地方銀行等の協力を得て海外救援金

の募集を行う。

(2) 海外救援金の募集

海外において、大規模災害や紛争などによる被災者や難民が多数発生し、救援アピールがあった場合は、救援金の募集を行う。

4 安否調査

ジュネーブ条約に基づき、国際赤十字と共同で行方不明者や家族と連絡が取れない人々の所在調査を市区町村の協力のもとに実施する。

第3 医療事業の充実

成田赤十字病院は、赤十字の基本理念である「人道」の精神に基づき、災害救護活動など赤十字本来の使命を果たすとともに、三次救急*¹や周産期、がん治療などの高度医療を担う県北総地域の中核病院として、地元医師会や関係機関との病診及び病病連携を推進し、「こころあたたかい医療」の実践に努め、地域住民に信頼される病院を目指す。

1 病院運営の健全化

当院は、赤十字病院としての使命と地域の中核病院としての役割を担うことから、質の高い医療を提供することが求められているが、医師確保が困難な現状、さらには高度な医療を提供するための設備整備など、経営状況は依然厳しい状況に置かれている。

このことから、経営手法のひとつであるBSC（バランス・スコアカード）の手法を用い、医療の質と安全の向上、さらには患者サービスの向上を図りながら、より一層の業務の効率的かつ効果的な運営に努める。

(1) 事業目標

ア 1日あたり患者数、年間患者数

入院患者 620人／日、 226,300人／年

外来患者 1,148人／日、 279,000人／年

イ 患者1日1人あたり診療収益

入院診療収益 55,800円

外来診療収益 18,100円

(2) 経営の安定化

病院運営を進めていくうえで経営の安定化は最も重要な課題であることから、病院全体として経営の改善に向けた取り組みを行っていくこととし、職員一人ひとりが経営改善への意識を持つことで、安定的な収益確保を図る。

また、今後一層のコスト削減への意識の向上を図り、経費の削減に努める。

(3) 人財の確保と育成

計画的な採用と人財育成を積極的に取り組める環境の整備を推進し、働きがいのある職場づくりを目指す。

ア 医師の確保対策

診療の核となる医師の確保は、県内唯一の医学部を有する千葉大学医学部と一層の関係強化を図る。

初期及び後期臨床研修医の募集については、魅力あるプログラムの提供による積極的な求人活動を行い、選ばれる研修指定病院を目指す。

イ 看護師採用の推進と離職の防止

病院看護の基本となる看護師の採用は、積極的な新規採用を進めるとともに、働きやすい環境の整備など支援体制を強化し、離職防止を図る。

また、看護体験や臨床実習を積極的に受け入れ、看護師の育成等に協力するとともに、看護学生の奨学金など修学を支援することで看護師確保に努める。

2 医療提供体制の充実

国民の医療への関心が高まる中、千葉県では保健医療計画において5疾患4事業*2などの医療連携体制の構築が進められており、当院は循環型地域医療連携システムにおける地域の中核病院としての役割を果たすため、医療提供体制の充実に努める。

また、当院の役割を地域住民の皆様理解していただけるよう、年間を通じた広報活動を行う。

(1) 高度医療の充実

日々高度化している医療水準に対応すべく、先進的な高度医療の提供を行う。

また、当院は手術設備を有する基幹病院であることから、予定・緊急手術を安全かつ効率よく行えるよう最新の設備機器を揃え、各診療科、関係部門と協力しながら手術室の運営を進めることにより、更なる高度医療の充実に取り組む。

(2) 救急医療の充実

第三次救急指定病院として、地域の救急医療における役割を果たすべく、他の医療機関では救命が困難な重症患者や、救命のための緊急な処置が必要な患者を24時間体制で受け入れ、救急入院への体制の維持と更なる強化を図る。

また、地域や関係機関に対して当院の機能及び地域医療連携についての理解を促進し、医療の機能分化を図り、高度急性期医療を担う病院としての役割を果たしていけるよう努める。

(3) 地域医療連携の強化

地域及び患者さまのニーズに応えるため、医師会、歯科医師会及び医療機関との連携を密にし、地域医療の充実に努める。

また、後方支援病院の確保や在宅医療への援助など積極的に取り組み、長期の入院とならないよう退院支援システムの強化に努める。

(4) 健診事業の充実

地域の人々の健康を守るため、人間ドックによる疾病の早期発見、健康へのアドバイスを行うなどの健康増進を推進する。

3 患者サービスの向上

安全で安心、信頼のおける「患者さまから選ばれる病院」を目指した医療の提供を推進

する。

(1) 患者満足度の向上

患者満足度調査を定期的実施し、患者さまのニーズを把握することで、診療内容、設備、接遇及び待ち時間等、患者サービスの向上を図る。

ア 診療後の待ち時間の短縮

患者さまが最も不満に感じる「診療後の待ち時間」に対し、待ち時間の更なる短縮のための見直しを継続的に行い、待ち時間の改善に取り組む。

(2) 施設の整備

施設の整備については、B・C・D棟の老朽化に伴う新棟建築を視野に入れた計画的な設備整備を実施する。

また、設備整備については、A棟建築時に配備した数多くの医療機器の更新等を含め、国庫、市町村補助金等を有効に活用することで、病院の機能向上に努める。

4 医療社会事業の推進

国内外での医療救援や保健衛生活動、地域に密着した社会福祉活動等をより積極的に実施し、すべての人々が安心して暮らせる社会づくりに貢献する。

(1) 国内外の医療救援活動

東日本大震災の救援活動で得た経験を踏まえ、医療救護活動が迅速かつ効果的に展開できるように関係機関との連携を強化し、その発生が危惧されている千葉県東方沖地震、首都直下地震等に備え、災害発生時における即応体制を強化する。

また、必要に応じ国際救援要員を派遣するなど、国際活動にも積極的に参加する。

ア 災害救護活動、救護研修会

常備救護班12個班、DMA T*32チームによる即応体制を堅持し、医療資機材の整備に万全を期す。

また、千葉県を始めとした自治体及び関係機関等が開催する災害救護訓練、防災訓練等に積極的に参加するとともに、救護看護師養成研修会やこころのケア研修会を開催するなど、救護活動に必要な知識・技術の習得に努める。

イ 国際救援活動

国外で起こる様々な災害や紛争等に、派遣要請に応じて直ちに職員を派遣できる体制の確立を図る。

また、日本赤十字社が実施する国際救援要員基礎研修会などの各種研修会へ職員を参加させ、国際的な視野を持った国際救援要員の養成に努める。

(2) 保健衛生活動

保健衛生活動を推進するため、地方自治体が実施する研修会・講習会、相談及び指導等の事業に積極的に参加協力する。

また、地域に開かれた病院として「公開健康講座」を開催し、地元自治体、医師会などと協力して地域の人々への健康増進活動を積極的に推進する。

(3) 救急法等講習会の開催

「救急法」、「幼児安全法」、「健康生活支援講習」の各赤十字講習会を開催し、地域の人々への積極的な参加を求め、その普及に努める。

また、講習普及を推進する指導員については、当院を会場とした救急法指導員養成講習会を開催し、指導体制の強化を図る。

(4) ボランティア活動の推進

患者さまのニーズにあった魅力ある活動の場を提供できる環境整備に努める。

また、病院ボランティアとしての誇りと自覚を持った活動を行うために必要な研修を開催するとともに、県外視察研修会などを通じ、活動の活性化を促進する。

(5) 医療福祉相談活動の強化

院内各部門の連携を密にし、患者さまのニーズを早期に把握できる体制を強化し、疾病を契機に起こる療養上の様々な不安や心配ごと等に対し、心理的・社会的支援や社会資源の紹介などの充実した相談支援を積極的に行い、早期社会復帰の促進に努める。

また、地域の行政機関や医療機関、福祉事業所との連携に努め、自宅退院、転院、施設入所などの退院支援を行い、患者家族及び地域における医療、介護、福祉に関する相談支援活動の充実に努める。

5 広報活動の充実

地域の皆さまに赤十字病院を知っていただき、気軽に立ち寄れるような「開かれた病院」を目指し、日頃お世話になっている皆さまに感謝する機会として「成田赤十字病院ふれあい広場」を開催するとともに、年間を通じた魅力ある広報活動を行う。

6 訪問看護ステーションの活動

患者さまの居住する地域でのかかりつけ医やケアマネージャーとの連携を密にし、住み慣れたご自宅で納得のいく療養ができるよう「地域に根ざした訪問看護」の実践を目指す。

[用語解説]

* 1 「三次救急」

救急患者が症状の程度に応じて適切な医療が受けられるよう、県の保健医療計画では救急医療体制の体系的な整備が図られている。

三次救急は、心筋梗塞や脳卒中、多発外傷などの生命に危険が及ぶような重症・重篤な救急患者に対する医療であり、当院の役割はこれにあたる。

これに対し、一次救急（初期救急）は、入院や手術を伴わない医療であり、休日夜間急病診療所や、在宅当番医によって行われる。二次救急は、一次救急の後方医療として入院や手術を必要とする救急患者に対処するための医療であり、病院群輪番制により行われている。

* 2 「5疾患4（5）事業」

がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神の5疾患と、救急医療・災害時における医療・へき地の医療・周産期医療・小児医療（小児救急医療を含む）の5事業にかかる医療連携体制をいう。

千葉県では、平成20年4月からへき地医療を除く医療連携体制の構築を進めている。

* 3 「DMAT」

災害派遣医療チーム“Disaster Medical Assistance Team”の略で「ディーマット」と発音する。

大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、発災直後の救急治療等を行うため、厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けた医療チームを指す。

その活動は、災害の急性期（概ね48時間以内）における現場活動、病院支援、広域医療搬送等が主な内容である。

第4 看護師の養成

赤十字の基本理念である「人道」に基づき、国の内外における災害救護活動など、看護に関する幅広い能力を備えた赤十字看護師を養成する。

1 成田赤十字看護専門学校の運営

(1) 教育方針

- ア 少数教育により、学生個人の特性を尊重した主体的な学習態度を養い、看護に関する幅広い能力と自ら問題解決していく能力を養成する。
- イ 緊急・災害時の看護にも対応できる知識・技術の習得をめざした授業科目構成や展開を内容とするカリキュラムでの教育を行う。また、国際救援活動にも対応できる看護師の養成を目的に、海外研修を支援し国際的視野の涵養を図る。
- ウ 学生生活を通じて深い人間理解に基づく人を愛する心とボランティア精神を育む。
- エ 赤十字精神を理解し日常生活や看護の中で具現化することを学ぶ。

(2) 養成計画

平成26年度は以下のとおりとする。

第3学年 30人

*平成26年度をもって閉校することから、新規の養成は行わない。

2 看護学生の修学支援

赤十字看護師を目指す優秀な学生が、経済的に安定した環境のもとで修学できるよう、奨学金制度を設け、赤十字看護師の確保に努める。

成田赤十字看護専門学校奨学生

平成24年度入学生 6人

日本赤十字学園設置大学奨学生

平成23年度入学生 8人

平成24年度入学生 4人

平成25年度入学生 6人

平成26年度入学生 6人

3 成田赤十字看護専門学校の閉校

成田赤十字看護専門学校は昭和53年の開校以来、約1,100名の赤十字看護師の育成を行ってきたが、施設の老朽化と、さらには県内に多くの看護大学が新設されるなど、良質な学生を確保することが極めて困難になったことから、平成27年3月31日の閉校をもってその役割を終える。

今後は、日本赤十字看護学園の大学生及び県内の看護大学生に対する奨学金制度の充実を図ることにより、看護師の確保を図る

第5 血液事業の推進

千葉県赤十字血液センターは、日本赤十字社の「平成26年度事業計画の基本方針及び予算編成方針」及び関東甲信越ブロックの「事業運営にかかる基本方針」に基づくとともに、薬事法等関係法令を遵守し、地域センターの責務である安全な血液製剤の安定した供給の実現を目指す。

1 安定供給

(1) 広域需給管理の充実

輸血用血液製剤の需要は、年々増加傾向にあるものの、伸び率は緩やかであり、平成26年度においては、若干の増加を見込むこととし、引き続き医療機関の動向把握に努め、需要予測の精度向上を図る。

また、採血調整については、在庫状況の過不足に対し柔軟な対応をすべく、関東甲信越ブロックセンターとの連携を図るとともに、段階的に導入される採血施設、採血種別等の役割分担による地域センターとしての役割を果たすため、県内における採血施設のより効率的かつ適正な受入体制の構築に努める。

供給計画（輸血用血液製剤）

製 剤 名	全 血 製 剤	赤 血 球 製 剤	血 漿 製 剤	血 小 板 製 剤	合 計
計 画 単 位 数	0 単位	306,000 単位	161,000 単位	364,000 単位	831,000 単位

採血計画

採 血 区 分	全 血 献 血		成 分 献 血		合 計
	400mL	200mL	血 漿	血 小 板	
計 画 人 数	149,146 人	30,480 人	32,555 人	36,399 人	248,580 人

(2) 献血者の確保

ア 若年層献血者の確保

若年層献血者の確保に向け、県内6ヶ所の献血ルームにおける10代及び20代の献血者数4万3千人を確保数値目標に、確保策を検討し実行する。

具体策としては、県内のスポーツ団体の協力を得ながら、スポーツに興味のある若年層を中心に献血啓発を行い、確保効率の低い従来の移動採血から、より高い確保が望める献血ルームへの移行を推進する。

また、高等学校の校内献血の推進を千葉県とともに継続的に行い、高校生献血の強化に努める。

千葉県学生献血推進協議会については、組織の拡大を図り、協議会代表者との会議を定期的に開催し、若年層への献血の理解を深めるための取り組みを検討し実行する。

イ 献血協賛企業への推進活動

献血協力・推進団体担当者との良好な関係を築き、現在の血液需給状況の情報提供と安定的献血者確保の必要性を説明し、献血サポーターへの参加を働きかける。

また、既登録団体についても、献血ポスター掲示の依頼や献血に関する情報提供を適時行い、移動献血会場や献血ルームにおける献血協力を促進する。

ウ 複数回献血者（複数回献血くらぶ会員）の確保

複数回献血者安定確保のため複数回献血くらぶの運用、要請ハガキによる依頼、成分献血予約の推進を行う。

複数回献血くらぶについては、特に若年層を中心とした新規会員の確保強化を図るとともに、既会員（平成25年度末会員予定数約4万9千人）に対しては年間2回以上の協力をいただけるよう働きかけ、献血者の安定確保に努める。

エ 献血意義の理解促進

各市町村献血推進協議会総会やライオンズクラブ等の例会へ積極的に出席し、血液事業の現状を説明して現在の血液の必要性と将来に向けての若年層の献血推進に理解を求める。

また、県内のスポーツ団体の協力によるポスターを作成して、県内の公共機関等へ掲示し、400mL献血及び成分献血の必要性を訴える。

加えて、イベント会場では献血啓発スペースを設け、広報資材及び映像資材等を活用して献血の意義と理解の促進を図る。

オ 献血セミナー等の実施

千葉県と血液センターの協力のもとに実施している高校生向け献血セミナー（3校／年間）については継続して実施していくほか、高等学校独自の要請に対しても柔軟に対応して開催件数の増加を図る。

中学生向けの啓発活動である千葉県支部との連携による職場体験、青年会議所の要請による「働く方にお話を聞く会」についても、各学校等のニーズに可能な限り対応してその機会の増加に努めるとともに、地元小学校の「まち探検」の受入れや東京都センターと連携した「キッズ献血セミナー」による小学生層対象の啓発活動も継続する。

また、血液事業本部から推進を打ち出されている小学生未満の層への啓発活動についても、他団体の幼児向けイベントへの参加、啓発用紙芝居を活用しての地域奉仕団の「幼児読み聞かせ活動」とのコラボレーションや「けんけつちゃんキャラバン隊」を組織しての啓発を推進し、活動の拡大に努める。

(3) 献血者の安全対策

献血者の安全対策については、関東甲信越ブロック採血副作用検討会において副作用防止に係る情報を共有し、効果的な事例の導入を図る。

職員に対しては、穿刺技術向上の研修と採血副作用手順等の教育訓練を行い、献血会場においては、献血者に対して水分補給と休憩の重要性を説明するとともに、その実施に対応できる環境を設けることに努め、ひとり一人を注視することにより献血者の安全を図る。

(4) 献血環境の整備

献血ルームについては、「献血ルーム施設整備ガイドライン」に基づき休憩スペースの確保など献血者が安心して献血できる快適な環境の提供、質的な向上を図れるよう、標準に満たない献血ルームについては、順次環境整備を行う。

また、献血バスで実施していた献血会場においては、屋内の会場を借用して寒暖差の影響のないオープン献血への移行に努める。

(5) 適正使用の推進

血液製剤の適正使用を推進するため、医薬情報担当者は輸血医療に対する知識の向上に努め、医療機関関係者に密に情報提供・情報収集を行う。

輸血に関する情報提供・収集にあたっては、輸血認定医、認定技師、認定看護師等との面談を実施し、適正使用を推進する。

特に中小規模医療機関に対しては、遡及調査等での訪問時に情報提供の充実を図り、輸血医療現場の実状を把握することに努め、必要に応じて説明会を開催し、安全で適正な輸血を推進する。

また、千葉県合同輸血療法委員会および千葉県輸血研究会の活動に積極的に関わり、適正使用を働きかける。

(6) 供給体制の充実

ブロックセンター主導のもとに運用される広域需給管理体制下におけるブロック内の在庫バランス調整及び在庫管理の円滑な遂行に、関東甲信越ブロックの一員として積極的に寄与することにより、輸血用血液製剤の有効活用を図るとともに安定的な供給体制を構築する。

2 適正な事業運営

(1) インシデントレポートシステムの運用

本システムを機能させるためには、職員が自発的にインシデントレポートを提出することが重要である。

発生した事例は担当部門全体で共有し、背景及び原因等を分析し、是正措置及び予防措置を講じることが大切である。

この目的を実践するため、以下の取り組みを計画する。

ア インシデントレポート提出の意義について再認識させるため、平成24年度から開始した品質システムに係る周知活動の充実を図り、医薬品品質システムの仕組み及び品

質に対する考え方を、より一層理解・浸透させる。

イ 課別の提出率のモニタリングを実施する。

ウ 多発するインシデントやヒヤリハットの事例について分析結果を発表する。

(2) 事業の効率性

「血液事業情報システム」の新機能等を踏まえ、円滑かつ効率的な業務を行うこととし、献血者及び医療機関へのより一層のサービス向上を図る。

(3) 健全な財政運営

財政運営については、ブロックセンター主導のもと、地域センターとして一層の費用削減や業務効率化を図り、より健全な財政運営に努める。

第6 健康・安全のための知識・技術の普及

日本赤十字社では、「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命に基づき、救急法等5つの講習（救急法、水上安全法、雪上安全法、健康生活支援講習、幼児安全法）の普及に取り組んでいる。

平成26年度も、日本赤十字社の使命を達成するため、管下施設や奉仕団と協力し、広く県民に救急法等5つの講習の普及を図る。

さらに、災害時における「自助」「共助」の重要性が再認識されたことを受け、赤十字が事業として取り組んでいる救急法等の講習普及が地域防災力の向上にも生かされるものであることから、地区・分区等の協力を得て、地域での講習開催に努める。

1 県民ができる救命手当・応急手当の普及

目の前にいる傷病者の命を守り救うために躊躇せず救助の手をさしのべ、安心して安全な社会づくりの担い手を養成することを目的として、救急法・幼児安全法の講習を中心に、赤十字奉仕団等の協力を得て、県民へ知識・技術の普及を図る。

千葉県支部や成田赤十字病院での開催はもとより、地区・分区事業としての取り組みや企業の社員研修(企業とのタイアップ講習等)を呼びかけることにより講習会を開催し、救急法や幼児安全法などへの理解や重要性の認識を広め、地域での講習会が活発に開催されるよう努める。

(1) 救急法講習の普及

意識障害や呼吸停止、心停止などの直ちに手当が必要な傷病者に対し、救急隊が到着するまでの間に正しい観察・判断のもと迅速に手当を行う知識・技術、及び日常生活における事故防止とその手当の方法を身につける救急法講習会を開催する。

ア 救急法救急員の養成

救急法基礎講習	140回	4,200人
救急法救急員養成講習	70回	1,750人
救急員資格継続研修	15回	225人

イ 短期講習

救急法短期講習	680回	20,400人
---------	------	---------

○受講者のニーズに沿った短期プログラムの提供

○児童・生徒を対象とした、時間短縮プログラムの提供

(2) 幼児安全法の普及

こどもに起こりやすい事故とその手当、発熱、けいれんなどの症状に対する家庭内での看病の方法を身につける幼児安全法講習会を開催する。

また、地域の子育て支援の一環として、赤十字奉仕団と協力して託児付き幼児安全法

講習会(パパとママのための赤十字救急法スクール)を開催し、子育て中の若い親が受講しやすい環境に配慮する。

ア 幼児安全法支援員の養成

幼児安全法支援員養成講習	12回	180人
幼児安全法支援員資格継続研修	4回	40人

イ 短期講習

幼児安全法短期講習	130回	2,600人
-----------	------	--------

○受講者のニーズに沿った短期プログラムの提供

○パパとママのための赤十字救急法スクール

(3) 普及モデル地区による取り組み

救急法等普及モデル地区を選定し、地元奉仕団や教育委員会などとの協働により、救急法等講習会を開催する。地域の安全・安心のまちづくりに貢献するとともに、講習普及と赤十字の理解に繋がる講習普及のモデル事業を構築する。

○自治会や町内会に呼びかけ、地域住民を対象に講習会を開催する。

○小・中・高等学校に呼びかけ、教職員・保護者・児童生徒を対象に講習会を開催する。

○市区町村施設と連携し、地域住民を対象とした講習会を開催する。

(4) 水の事故防止のための取り組み

周囲を海に囲まれ自然水域の豊富な県土にある支部として、水の事故から自他の生命を守るため、泳ぎの基本、水の事故防止、溺者救助などの知識・技術を習得できる水上安全法講習会を積極的に開催する。

ア 水上安全法救助員の養成

水辺での事故防止、泳ぎの基本と自己保全、事故者の救助及び応急手当など水に関わる活動中の安全を図るため、プールや海を会場に講習会を開催する。

水上安全法救助員Ⅰ養成講習	8回	280人
水上安全法救助員Ⅱ養成講習	2回	30人
水上安全法救助員資格継続研修	4回	40人

イ 短期講習

水に親しみながら、着衣泳などを通し、身の回りにあるものを使った自己保全の方法などを学ぶ講習会を開催し、水の事故防止に努める。

水上安全法短期講習	10回	600人
-----------	-----	------

○児童・生徒への水の事故防止に関する講習会を開催する。

(5) 雪上での事故防止のための取り組み

雪上のレジャー・スポーツなどを安全に楽しむため、雪上の事故から生命を守るための知識・技術を身につける雪上安全法講習会を、他支部と協力して開催する。

ア 雪上安全法救助員の養成

雪上安全法救助員 I・II 養成講習	1 回	20人
雪上安全法救助員資格継続講習	2 回	10人

イ 短期講習

雪上安全法短期講習	1 回	5 人
-----------	-----	-----

2 すこやかな高齢期をむかえるために必要な健康増進の知識と介護技術の普及

高齢社会のニーズにあわせ、自身の健康管理・健康増進、介護予防や高齢者の介護・自立支援のための知識・技術を習得する健康生活支援講習会を開催する。

(1) 健康の増進、地域の高齢者を支えるための取り組み

高齢者の支援や介護・自立に向け役立つ知識・技術を身につける支援員の養成のほか、受講者のニーズに応じたプログラムでの短期講習会を開催する。

ア 健康生活支援講習支援員の養成

健康生活支援講習支援員養成講習	10回	150人
健康生活支援講習支援員資格継続研修	3 回	15人

イ 短期講習

健康生活支援講習短期講習	60回	1,800人
--------------	-----	--------

(2) 災害が起こったときに備えるための取り組み

被災した高齢者の避難所生活を支援するための知恵や工夫、支援技術を内容とした講習会を高齢者自身や地域のボランティアを対象に開催する。

災害時高齢者生活支援講習	60回	1,500人
--------------	-----	--------

3 講習指導体制の充実・強化

指導員の養成・講習資機材の整備など講習指導体制を整え、講習会が効果的に開催されるよう環境の整備を図る。

(1) 救急法等講習指導員の養成

救急法等指導員養成講習会を開催し、指導員の養成・確保に努め、指導体制の強化を図る。また、指導員の資質向上、指導力の強化のための研修会を開催する。

救急法指導員養成講習	1 回	20人
水上安全法指導員養成講習	1 回	20人
健康生活支援講習指導員養成講習	1 回	20人

○指導員フォローアップ勉強会の開催

・救急法指導員対象研修	2 回
・幼児安全法指導員対象研修	2 回
・健康生活支援講習指導員対象研修	2 回
・水上安全指導員対象研修	2 回

(2) 講習資機材の整備

救急法等の普及推進に必要となる資機材の計画的な整備を行い、地域で開催される講習の効果的な実施に努める。

- 心肺蘇生訓練用モデル人形及びAEDトレーナーの整備
- 講習内容に沿った講習資料の作成

(3) 広報活動の充実

支部ホームページの活用をはじめ、赤十字関係者や連携企業等の協力を得て各種講習の普及を図る。

- 支部ホームページを活用した講習案内及び受講申込
- 関係機関へ講習案内パンフレットの配布
- 市町村広報誌への講習計画掲載依頼

4 健康・安全の普及を目的としたイベントの開催及び協力

救急法の普及を目的として、日々における事故防止の意識を高めることを主眼に置き、楽しみながら、いざという時に活かせる救命および応急手当の知識・技術の向上の機会とするため、救急法コンテスト及び体験コーナー、レクリエーションを取り入れた「救急法フェスタ」を開催する。

また、県内で開催されるイベント等に協力し、一次救命処置や応急手当、災害時のボランティアに役立つ技術を学ぶ体験コーナーなどを展開し、健康・安全のための知識を普及する。

- 救急法フェスタ2014の開催
平成26年10月 千葉市内で開催予定
- 県内イベントへの協力
市民祭り、一日赤十字、9都県市防災訓練、自治会防災訓練等

5 臨時救護員派遣等の援護事業の実施

県内で開催される大会、競技会、祭典などへ参加する県民の安全を守り、また手当を要する急病人、けが人の発生に備え、県や市町村及び各団体等主催者からの要請により応急手当などの技術を有する奉仕団員（臨時救護員）を派遣する。

[平成26年度 救急法等講習計画]

講習名	講習区分	回数	人数
救急法	基礎講習	140	4,200
	救急員養成講習	70	1,750
	短期講習	680	20,400
	資格継続研修	15	225
	小計	905	26,575
水上安全法	救助員養成講習Ⅰ	8	280
	救助員養成講習Ⅱ	2	30
	短期講習	10	600
	資格継続研修	4	40
	小計	24	950
雪上安全法	救助員養成講習Ⅰ	1	10
	救助員養成講習Ⅱ	1	10
	短期講習	1	5
	資格継続研修	2	10
	小計	5	35
健康生活支援	支援員養成講習	10	150
	短期講習	120	3,300
	災害時高齢者生活支援講習	(60)	(1,500)
	資格継続研修	3	15
	小計	133	3,465
幼児安全法	支援員養成講習	12	180
	短期講習	130	2,600
	パパとママのための赤十字救急法スクール	(20)	(500)
	資格継続研修	4	40
	小計	146	2,820
	合計	1,213	33,845

() 再掲

*基礎講習・養成講習…各講習規定に基づく時間により実施。学科と実技の検定を行い、優秀な成績を修めた方には、認定証（3年間有効）を発行。

*短期講習……………基礎講習・各養成講習の一部を短時間（概ね2～3時間程度）で実施。

*資格継続研修……………資格（救急法救急員、水上安全法救助員Ⅰ・Ⅱ、雪上安全法救助員Ⅰ・Ⅱ、幼児安全法支援員、健康生活支援講習支援員）を継続するための研修（4時間）、受講された方には、認定証を更新（3年間延長）。

第7 赤十字奉仕団による活動

赤十字運動を推進する赤十字奉仕団は、「赤十字の諸原則」と「赤十字奉仕団員の信条」に基づき、さまざまな活動を継続して展開している。

千葉県支部では、市区町村を単位とする地域奉仕団と、一定の年齢層や特殊な技能をもったメンバーで構成される青年奉仕団・安全奉仕団・看護奉仕団・語学奉仕団・成田赤十字病院ボランティア会・特殊救護奉仕団・安全水泳奉仕団・青少年赤十字賛助奉仕団を組織し、それぞれの奉仕団の特性を活かした実践活動を展開している。

赤十字奉仕団の共通活動項目*に加え、全国統一活動テーマである献血推進活動等について、各奉仕団の持つ地域性や技能を活かし、以下の活動を積極的に展開する。

加えて、団員増強に取り組み、活動の輪を広げるとともに、活動の中心となるリーダーの養成と活用に力を入れる。また、各奉仕団同士の連携を促進するとともに、青少年赤十字や地区・分区、地域のその他団体との協力関係をより有機的なものとするよう努める。

赤十字奉仕団員の信条

- 一、すべての人人のしあわせをねがい、陰の力となって、人人に奉仕する。
- 一、常に、くふうして、人人のために、よりよい奉仕ができるよう努める。
- 一、身近な奉仕をひろげ、すべての人人と手をつないで、世界の平和につくす。

(赤十字奉仕団規則第2条)

1 防災・災害救護活動の体制の充実・強化

今後、発生が予想される災害に対し、赤十字奉仕団として防災や減災・災害救護において求められる役割や活動を理解し、状況に応じた組織的かつ効果的な活動が展開できるように備える。

また、災害時において各奉仕団が迅速かつ円滑な活動ができるよう、日頃の活動を通じて、行政や他の防災・災害対応機関と顔の見える関係の構築に努める。

(1) 各奉仕団の特性や災害時の役割に応じた実践的な研修や訓練の実施

(2) 地域防災活動

- ア 住民対象の防災・減災に関する自助・共助の普及啓発
- イ 市区町村（自治会等）防災訓練への参加
- ウ 地域防災計画に基づく防災研修会等の開催
- エ 九都県市合同防災訓練への参加

2 献血推進活動の充実・強化

奉仕団の全国統一活動として、各赤十字奉仕団の活動を通じて、献血の推進に積極的に

取り組む。また、若年層を対象に、献血のできる身体づくりの支援を行い、将来の献血者の確保に努めるとともに献血と健康の大切さについて啓発活動を行う。

- (1) 全国統一活動の強化
- (2) 夏期・冬期特別献血の実施
- (3) 移動採血車や献血ルームでの呼びかけ等

3 学校への支援活動

地区・分区と連携して地域の学校との関係を強化し、学習支援等を行うことで、学校と地域住民が支え合いながら青少年を育む地域づくりに努める。

また、学校との協働活動の機会を通じて青少年赤十字の採用を働きかける。

- (1) 防災教育や福祉教育、救急法等講習への支援・協力
 - ア 学校行事への参加・協力（非常食炊き出しなど）
 - イ 車いす体験、高齢者疑似体験、点字、手話教室などの実施
 - ウ 救急法等講習会への指導員派遣や運営補助
 - エ 安全水泳教室の実施
- (2) 奉仕団の参加・協力を充実させるための研修会の開催
 - ア 赤十字奉仕団技術指導者養成研修会の開催
- (3) 地域での奉仕団と青少年赤十字の恒常的な連携
 - ア 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センターへの技術支援と運営補助

4 地域福祉活動

地域や住民のニーズの把握に努め、少子高齢社会に対応した高齢者支援活動や児童の健全育成活動等を積極的に展開する。

- (1) 高齢者支援活動の推進
 - ア 地域高齢者支援推進地区・分区の指定
 - イ ひとり暮らし高齢者訪問支援活動
 - ウ 高齢者のつどい等の実施
- (2) 子育て支援活動の推進
 - ア 幼児安全法講習会（託児付き含む）の開催
- (3) その他の活動
 - ア 点訳・手話奉仕活動

5 健康で安全な生活を送るための活動

けがや急病により手当を必要とする傷病者に適切な対応ができるよう、救急法等の知識・技術を身につけるとともに、事故防止や防災・減災に取り組む。

また、青年奉仕団を中心として、全国の統一活動であるHIV/AIDS感染予防啓発活動を積極的に展開する。

- (1) 救急法・幼児安全法講習等の普及
- (2) 健康生活支援講習の普及
 - ア 災害時高齢者生活支援講習の受講促進
- (3) HIV/AIDS感染予防啓発活動の推進
 - ア ピア・エデュケーションを用いたHIV/AIDS感染予防啓発活動
 - イ ピア・リーダーの養成

6 赤十字精神の普及と団員増強及び社資募集への取り組み

各赤十字奉仕団活動や行事を通じて、広く県民に赤十字の活動を伝え、奉仕団員及び赤十字社員の増強と社資の募集に努める。

- (1) 赤十字の理解促進と団員増強
 - ア 各地区・分区における「一日赤十字」など地域住民を積極的に巻き込んだ行事の開催
 - イ 各ブロックにおける「赤十字のつどい」の開催
- (2) キャンペーンへの参加
 - ア 赤十字運動月間キャンペーン（5月）
 - イ NHK海外たすけあいキャンペーン（12月）
 - ウ 地域における各種イベント（通年）
- (3) 赤十字奉仕団による社資募集活動
- (4) 救援金、義援金の募集活動
- (5) 団員の増強

7 赤十字施設や他団体等からの依頼・要請に基づく活動

県内赤十字施設における各種活動の運営サポートを組織的かつ計画的に行うとともに、他団体等からの依頼・要請に対しても積極的に応える。

- (1) 赤十字施設における諸活動
 - ア 千葉県支部
(裁縫奉仕、チャリティーコイン選別作業奉仕等)
 - イ 成田赤十字病院
(裁縫奉仕、衛生材料作業奉仕、花壇の手入れ奉仕、患者慰問奉仕、通訳奉仕等)
 - ウ 千葉県赤十字血液センター
(献血ルームや移動採血車での呼びかけ・接遇奉仕、健康相談、若年層への啓発等)
- (2) 他団体等からの依頼・要請に基づく活動

- ア 各種大会、競技会、イベント等での臨時救護活動の実施
- イ 医療機関での通訳や翻訳奉仕活動

8 ボランティア・リーダーの養成と活用

赤十字奉仕団員が赤十字についての基本的な知識と奉仕活動に必要な技術を学ぶ機会とする。また、地域での活動の活性化や活動の中心となるリーダーを養成することを目的として、系統化された研修会を計画的に開催するとともに、本社主催によるリーダー研修会等に積極的に参加し、支部における研修が効果的に行われるよう、指導体制の充実向上に努める。

(1) 系統研修の開催

ア 基礎研修会

赤十字奉仕団員としての基礎的な知識・技術を身につける研修の場として、地域奉仕団は「一日赤十字」などを活用し、特別奉仕団は特殊性を考慮し合同で研修会を開催する。

イ 中級研修会

次期リーダーとしての活動が期待できる団員を対象に「レッドクロス・ボランティアスクール」（地域奉仕団対象・特別奉仕団対象）を開催する。

ウ 上級研修会

リーダーとして各奉仕団の中心的な役割を担う団員を対象に、地域奉仕団及び特別奉仕団合同の「リーダー研修会」を開催する。

エ リーダーフォローアップ研修会

リーダーとして活動している団員を対象に、フォローアップ研修会を開催する。

オ 本社・第2ブロック支部主催の研修会

- 地域・特殊奉仕団対象赤十字ボランティア・リーダー研修会への参加
- 青年奉仕団対象ボランティア・リーダー研修会への参加
- 青年奉仕団対象HIV/AIDSピア・リーダー養成研修会への参加
- 支部指導講師研修会への参加

(2) その他の支部主催研修会の開催

ア 支部指導講師研修会

イ 各種技術研修会

各奉仕団でスキルアップのための研修会の開催

(3) 地域奉仕団運営委員会の開催

ア 研修内容や研修修了者の活用についての検討

9 奉仕団活動の広報強化

ホームページや機関紙等を通じて、広く県民に奉仕団の活動を広報し、赤十字運動の推進者である奉仕団員の増強を図るとともに、奉仕団が相互に活動情報を共有し、連帯感を深め奉仕団活動の活性化に努める。

- (1) 奉仕団ホームページの充実
 - ア 地域奉仕団のホームページの充実と更新
 - イ 特別奉仕団のホームページの充実と更新
- (2) 各奉仕団における機関紙の発行及び地域広報紙の活用
 - ア 各奉仕団の機関紙等の発行
 - イ 地域広報紙への掲載

10 奉仕団活動推進のための会議の開催

各奉仕団の情報共有を図り、県全体としての目標や方針を定め、より大きな活動推進力を生み出すための体制強化に努めるとともに、奉仕団同士の交流や連携を促進する。

- (1) 支部委員会の開催
- (2) 市区町村委員長会議の開催
- (3) 特別奉仕団各委員会の開催

千葉県の赤十字奉仕団

1. 地域奉仕団

市区町村単位で組織し「人道の精神」のもと、地域のニーズを探り、より良い地域社会をめざす活動を展開する。

2. 特別奉仕団

(1) 青年奉仕団

青年の若々しい情熱とたくましい力を発揮し、赤十字思想の普及と青年特有の課題の解決のための活動を実践する。

(2) 特殊奉仕団

① 安全奉仕団

赤十字救急法等講習会のボランティア指導員として、講習普及に努める。

② 看護奉仕団

看護師資格者で構成し、看護・介助技術を活かし、健康相談や臨時救護活動を展開する。

③ 語学奉仕団

語学力を活かし、通訳や翻訳活動で在日外国人の命と健康、尊厳を守る活動を展開する。

④ 成田赤十字病院ボランティア会

成田赤十字病院を活動の場として、入院患者及び外来患者等に対して心の安らぎを与える活動を推進する。

⑤ 特殊救護奉仕団

無線通信等の特殊技術と併せ持つ救急法の技術を活かし、有事の際の情報収集・伝達等機動的な救護活動を展開する。

⑥ 安全水泳奉仕団

水の事故から生命を守るための知識・技術等の普及に努める。

⑦ 青少年赤十字賛助奉仕団

青少年赤十字の元指導者（教職員）で構成し、青少年赤十字指導者協議会と連携協力して青少年赤十字活動を普及推進する。

* 「共通活動項目」

- ① 少子高齢社会に対応した地域老人福祉活動または児童の健全育成活動
- ② 非常災害に対する防災、救助活動
- ③ 赤十字思想の普及及び社資増強に対する支援対策

第8 青少年赤十字の活動

青少年赤十字は、児童・生徒が赤十字の精神に基づき、学校や地域における日常生活の中での実践活動を通じて、望ましい人格と精神を自ら形成することを目的として、採用校（園）において、さまざまな活動を展開している。

平成26年度は、県内における青少年赤十字の普及・充実のため、青少年赤十字の指導体制の強化を図るとともに、県内の幼稚園・保育園から高校までの未採用校（園）に対して、青少年赤十字の採用を促進する。

また、青少年赤十字活動の活性化を図るため、採用校（園）においては3つの実践目標である「健康・安全」、「奉仕」、「国際理解・親善」の具体的な活動の実践の推進、赤十字諸原則の学習と国際人道法の精神の理解を促進し、メンバーの増強と資質の向上に努めるとともに、関係者との連携を強化し、事業の円滑な実施体制の構築に努める。

青少年赤十字の3つの実践目標

- (1) 健康・安全……………生命と健康を大切にする。
- (2) 奉 仕……………社会や人のために尽くす責任を自覚し、実行する。
- (3) 国際理解・親善……………広く世界の青少年を知り、仲良く助け合う精神を養う。

青少年赤十字の態度目標

- (1) 気 づ き……………注意深い生活を心がける習慣を養う。
- (2) 考 え……………社会の問題やニーズに気づき、その原因と解決のための道筋や方法を考える。
- (3) 実行する……………問題解決のために具体的な活動を実行する。

1 学校関係者の理解促進と青少年赤十字活動の普及

(1) 青少年赤十字の理解促進・指導者（教職員）の資質向上

青少年赤十字未採用校（園）の教職員を対象とした、教育現場で活かせる技術の提供を通じ、県内における青少年赤十字活動の普及に努めるとともに、採用校（園）において指導者の養成と指導体制の強化を図るため、対象に応じた青少年赤十字関連の研修の充実を図る。

(2) 広報活動の強化

活動情報の共有による青少年赤十字活動の活性化と、採用校や未採用校関係者、県民に対する青少年赤十字活動への理解促進のため、機関紙やホームページを活用し、積極的な情報提供に努める。

2 青少年赤十字採用校（園）における活動の充実

(1) 実践目標具体化のための活動メニュー・活動機会の提供

総合的な学習の時間や防災教育、道徳教育や特別活動のなかで活かせる青少年赤十字活動のメニューの紹介を行うことにより、各校（園）における青少年赤十字活動の活性化と定着を図る。

また、各種学習資料・学習機会の提供、各種奉仕団との連携による人材派遣を通じて、救急法等講習会（健康安全プログラム）、奉仕活動・福祉体験学習の促進、一円玉募金の推奨等を行い、青少年赤十字の三つの実践目標の具体的な実践活動を推進することにより、メンバーの増強と資質の向上を図る。

(2) 児童・生徒を対象とした学習機会の提供

各学校（園）での活動のリーダーとなるメンバーを養成するため、児童・生徒を対象とした地区青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター、県青少年赤十字スタディー・センターの充実を図るほか、日赤本社主催各種研修会等へのメンバーの派遣、支部・病院・血液センターでの児童・生徒の受入れ等体験学習の機会を提供することにより、青少年赤十字への理解促進を図る。

(3) 各種交流行事の充実による活動の促進

県内の青少年赤十字メンバー及び指導者が一堂に会する「千葉県青少年赤十字大会」を開催し、各採用校（園）における取り組みの共有と関係者の相互交流を行うことにより、青少年赤十字採用校（園）の活動を促進する。

また、同世代の青少年赤十字メンバー相互の活動報告及び意見交換を通じて、青少年赤十字活動の活性化を図るため、メンバー協議会・交流会の充実を図る。

(4) 国内外への青少年赤十字メンバー派遣事業

各学校（園）で取り組む「一円玉募金」により教育等支援事業を行っているネパール連邦民主共和国へ、中学生・高校生メンバー及び指導者を派遣し、同事業の成果の視察と現地赤十字メンバーとの交流を行うとともに、本社主催国際交流事業に伴い、海外の青少年赤十字（赤新月）メンバーの受入れを行う。

また、日本赤十字社に関連のある地を訪ね、赤十字への理解を深めるとともに、他県の青少年赤十字メンバーとの交流を通じて、青少年赤十字活動の活性化を図るため、小学生メンバー及び指導者を県外（佐賀県・熊本県）へ派遣する。

3 事業実施体制の強化

(1) 青少年赤十字の研究促進

採用校における青少年赤十字活動の充実を図るとともに、未採用校への啓発に努め、青少年赤十字の振興を期することを目的に、県内青少年赤十字採用校から青少年赤十字研究推進校を指定し、青少年赤十字活動の研究促進を図り、研究の成果を公開する。

(2) 関係者との連携強化

青少年赤十字指導者協議会との協同により、学校現場の実情に即した活動方針及び事業計画の策定と事業の運営に努める。

また、各種赤十字奉仕団と青少年赤十字の組織との連携強化を図るため、青少年赤十字・赤十字奉仕団連絡協議会の推進を図るとともに、千葉県教育委員会・千葉市教育委員会の後援・協力を得て活動の円滑な運営を図る。

第9 義肢製作所の運営

日々進歩する医療技術や厳しくなる社会環境の中で義肢*1から装具*2へと需要にも変化が見られ、個々のニーズも多様化してきている。

このような状況を踏まえて義肢製作所は、身体に障がいのある方々に対して、安心して生活が送れるようにより質の高いサービスを提供し、障がいによる日常の不便を軽減し“苦痛を和らげる”ための事業を展開する。また創設から60年を超える伝統をもとに、義肢の製作を主に行なってきたことを活かして当製作所ならではの特徴ある運営を行っていく。

1 品質と生産性の向上

義肢・装具の機能向上と軽量化などに取り組み、利用者の希望に応えるよう最適な補装具*3を迅速に提供する。また、アフターサービス・メンテナンスサービスに重点を置き、製作・修理後の利用者のケアなどを積極的に行う。

さらに、赤十字としてより質の高いサービスを提供するため、製作の効率化、適合の向上に努め、製作日数の短縮、製作所内の環境整備を心がけて安全管理を行なうことで、利用される方々に一層の安心と信頼を提供するよう取り組む。

2 赤十字ならではのサービス活動

障がい者の高齢化などで来所困難な方が増え、出張訪問を希望される方が増加している現状から、自宅や入所施設などへ伺い補装具の修理や調整などを行う「訪問相談」を積極的に行い、障がいのある方々の立場にたったきめ細やかなサービスに心がける。

また、千葉県障害者相談センター及び千葉市障害者相談センターが実施する出張相談に参加し、遠隔地及び来所困難な方々の利便を図る。

3 技術の向上

身体に障害がある方々のために義肢装具士*4は、義肢・装具の製作などを行う専門職として常に技術の研鑽と知識の向上が求められる。そのため職員一人ひとりの技量に応じた研修計画を立て、義肢装具士協会や業界各社の協力を得て視察・研修などを通じて技術の錬磨を行うとともに、業界情報を敏感に察知して最新の知識・技術の収集・習得に努める。また、所内においてもOJTによる製作・適合技術などの向上を図る。

4 利用者の拡大を図る

新規の顧客を獲得するため、職員の製作能力を高めるとともに、インフォームドコンセントと徹底した補装具の調整・適合により顧客との信頼関係を構築し、継続的な利用につなげる。

また、タブレットPCなどを活用し、県や市の相談センターや市町村の障がい者支援担当

課などに対する義肢・装具などの情報提供を行い、利用者のQOL(生活の質)向上のため義肢・装具の機能向上などを図る。

ホームページの充実を図るとともに、パンフレットやDVDなどを活用した広報活動により、市町村の障がい者支援担当課や医療機関などの中間顧客からの認知度を高め、受注につなげる。さらに他社との差別化を図り、顧客のニーズを把握して営業・普及に努め利用者の拡大を図る。

5 障がい者福祉活動の理解促進

見学者や小中学生の体験学習などを積極的に受け入れ、義肢製作所の活動や広報用DVDを通じて赤十字事業への理解を深め、併せて障がい者への理解を広げる道德教育の場とするとともに、医療福祉系の大学や専門学校から実習生を受け入れ、臨床実習の場を提供し医療・福祉教育への貢献と赤十字事業への理解と協力を促す。

日本赤十字社千葉県支部義肢製作所

赤十字の基本理念である「人道」に基づき

- 一、私たちは利用される方の立場になり、常に最良の補装具を提供します。
- 一、私たちは利用される方の「希望とほほ笑みある生活」を支えます。
- 一、私たちは「共に生きる」明るい笑顔の街づくりを願い、社会参加を応援する福祉施設として活動します。

[用語解説]

* 1 「義肢」

義肢とは切断により四肢が一部が失われた場合に、元の手足の形態または機能を復元するために装着、使用する人工の手足（JIS用語）のことです。大別すると義足・義手に分かれます。また、切断した部位によって細かく名称が分かれます。

* 2 「装具」

装具とは四肢・体幹の機能障害の軽減を目的として使用する補助器具（JIS用語）のことをいいます。上肢や下肢、体幹の働きや動きに障がいのある方が装着して変形の防止、運動の補助などを目的に使用されます。疾患部位や程度、目的別で様々な装具があります。

* 3 「補装具」

身体の失われた部分を補う義肢など、機能的欠陥を補助して支持力や運動力を付加する装具などの総称。義肢（義手・義足）・装具・車いす・杖・義眼・補聴器がこれにあたります。

* 4 「義肢装具士」

義肢装具士法（昭和62年6月2日法律第61号）で「厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合を行うことを業とするものをいう。」と定められています。

第10 赤十字精神と社旨の普及

日本赤十字社の事業の進展を期するうえで、組織の根幹である社員の増強と社資の確保は、最も基本的かつ重要な課題である。

国内外を問わず大きな地震や異常気象などによる自然災害、また国外での紛争などにより多くの人々が苦しんでいる状況に、赤十字は「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という赤十字の使命のもと、様々な活動を展開している。この使命を達成するために、多くの県民に赤十字の活動を分かりやすく伝え、理解・協力を得て、自発的な活動への参加を促進するとともに社資増強につなげることを目的に、赤十字事業・活動の情報を積極的に提供することにより年間を通して多数のパブリシティーの確保に努める。

また、戸別訪問による社資募集を基本としつつ、寄付者の利便性に配慮したホームページから直接寄付等ができる仕組みを活用し、地区・分区の理解を得ながら多様な社員募集・社資募集環境の実現を図る。

企業のCSR（社会貢献）活動の受け皿となる赤十字活動メニューを提示し、活動資金に限らない多様な形態での赤十字活動への参加を呼びかける。

1 運動月間等における広報活動

5月・6月の「赤十字運動月間」、12月の「NHK海外たすけあい」キャンペーンには、日本赤十字社がマスメディアの協力を得て、全国的に赤十字思想及び赤十字活動のキャンペーンを展開する。この期間は、広く県民に赤十字をアピールする絶好の機会であり、広報効果も期待できるため、積極的かつ創意的な広報に取り組み、赤十字の理解者を増やし新たな支援につなげるよう努める。

(1) 地区・分区等を通じた地域に密着した広報

- ア 自治会・町内会用チラシの各戸配布または回覧による赤十字活動資金の使途「計画と結果」の周知
- イ 「県民だより」への活動・決算報告の掲載（9月号）
- ウ 地区・分区や地域奉仕団による、地元メディアや各地域広報誌の活用による赤十字活動のPR
- エ 各地区・分区における地域開催の各種イベントへの参加によるPR
- オ 各地区・分区へチャリティーボックスを配備するなど、多用な社資募集の環境整備

(2) 企業等との協働による広報

- ア 千葉ロッテマリーンズとの協働により、QVCマリンフィールドの来場者に向けて赤十字活動のPR（5月又は6月のデイゲームの1日を赤十字応援デーとして展開）
- イ 地域電波を活用した若者層から高齢者層への運動月間の周知

ウ 県内JR駅へのポスター掲示依頼（地区・分区）

(3) 日本赤十字社第2ブロック支部共同による広報

ア 高所得者層と若年層などに向けた赤十字運動の広告として、新たにAR広告という手法を取り入れるとともに、直接寄付ができるよう振込用紙を添付した新聞折込広告の実施

2 年間を通じた広報・企画

(1) 報道機関等への積極的な情報提供

日本赤十字社の事業や活動を広く浸透させるうえで、報道媒体に取り上げられることは、赤十字支援の世論形成を図るうえで極めて効果的である。

また、報道機関等による取材活動と報道は、赤十字が行う事業や活動の第三者評価を得るとともに、事業や活動の情報をタイムリーかつ広く提供することが可能となるため、赤十字支援の世論形成に期待できるものである。

千葉県支部が行う事業や活動はもとより、地区・分区及び赤十字奉仕団が行う事業・活動の情報を積極的に提供することにより、継続して多数のパブリシティーの確保に努める。

(2) 教育関連大学生を対象とした国際人道法セミナーの開催

赤十字の精神に基づき、人類の福祉に貢献できる児童や生徒を広く育成するために、将来教育に携わる大学生等を対象に、赤十字活動の根拠となるジュネーブ諸条約の思想への理解促進を図るため、赤十字国際委員会（ICRC）駐日事務所と共催で国際人道法セミナーを開催する。

(3) 支部見学等を通じた赤十字理解の促進

見学や体験学習で赤十字会館を訪れる方々を対象に、日本赤十字社が行う事業や活動を見聞する機会を提供し、国際救援活動、災害救護活動などへの理解促進を図るとともに、ジュネーブ諸条約の意義・遵守の必要性を広く普及させる。

隣接するNHK千葉放送局をはじめ、近隣公共施設とともに、共同で赤十字事業関連のイベントを開催するなど、見学者の誘致を行うプログラムを継続する。

(4) 広報媒体による年間を通じた広報活動

日本赤十字社本社及び千葉県支部が保有する広報媒体を活用し、事業や活動を具体的に周知することで、支援者はもとより、広く県民に赤十字を知っていただく広報に努める。

ア 支部ホームページを活用した広報

ホームページを活用した支部及び地区・分区、赤十字奉仕団が行う事業や活動の紹介。

イ 支部機関紙の定期発行

支部及び地区・分区、赤十字奉仕団が行う身近な事業や活動を具体的に伝える機関紙の定期発行。

- 支部機関紙 赤十字NOW
- ニュースレター（随時）

3 赤十字社資（個人・法人）の募集

(1) 個人社資の募集強化

「赤十字運動月間」を中心に、地区・分区において地域奉仕団、自治会・町内会、協賛委員などの協力を得て集中して取り組む。

社員・社資募集にあたっては、社員制度の意義や社資の使途、活動実績について説明し、共感と支持を得ていくことが基本であり、このことに留意した広報資材を作成配布する。

また、支部としても積極的に地域で開催される社資募集説明会に出席する。

- ア 社資募集協力者（奉仕者）へ赤十字活動を周知するための説明会への出席
- イ 社員・寄付者へ活動報告（決算含む）等の情報提供
- ウ 公共機関職員及び関係施設における職域社員の拡大
- エ パートナースHIP構築企業における企業内募金の勧奨
- オ 身近に寄付が出来る環境づくり（募金箱設置促進等）
- カ 新たな社資募集（口座振替、HPを活用したクレジットカード決済等）の積極的な取り組み
- キ 救済金・義援金寄託者に対する社資協力の呼びかけ

(2) 法人社資の募集強化

地域奉仕団が中心となって地元企業や商店街を訪問し、協力を呼びかける。支部では県内の企業を訪問し、協力を働きかけるほか、ダイレクトメールによる依頼を行う。

なお、県経済界において指導的役割を担っている経済7団体*に協力を仰ぎ、法人社資募集の強化に努める。

- ア 地域奉仕団による企業訪問時における赤十字活動や社資の使途を明確にした資料を配布
- イ 経済7団体を通じての、県内企業への法人社資募集の依頼
- ウ 支部職員による企業訪問活動
- エ ダイレクトメールによる県内法人への依頼
- オ 赤十字活動に協働参画できる法人の開拓

(3) 支部情報管理システム本格稼働による社資増強

平成25年度に新たに構築した支部情報管理システムの本格稼働により、新規法人の拡大を図るとともに、より効果的な方法で社資募集を実施する。

* 「経済7団体」

社団法人千葉県法人会連合会、千葉県中小企業団体中央会
一般社団法人千葉県経済協議会、一般社団法人千葉県商工会議所連合会
千葉県商工会連合会、千葉県経済同友会、一般社団法人千葉県経営者協会 (順不同)

4 企業との協働活動の取り組み強化

(1) 企業との社会（地域）貢献プログラムによる協働

近年、企業では社会的存在としての企業価値を高めるべく、社会貢献活動に対して関心を持ち、経営戦略の一つに位置付ける企業が規模の大小を問わず増加している。

支部では、赤十字活動が、企業の社会貢献マインドの受け皿となれるよう、そのマッチングに視点を置いた赤十字と企業のパートナーシップの構築に努める。

ア 企業ニーズと赤十字使命のマッチングができる協働事業の具体的なメニュー提示による、事業スポンサー、資材提供、赤十字活動への参加等、継続的な協働事業（パートナーシップ）の構築・強化

イ 協働活動のマスメディアへの積極的な情報提供

ウ 企業・支部ホームページでの協働事業の紹介

5 千葉県赤十字有功会による支援強化

赤十字事業の推進のための安定的な基盤づくりを進めるため、有功章受章者に有功会会員への加入を勧奨するとともに、講演会やチャリティー行事、会員相互の情報交換等の場を提供し、魅力ある有功会活動を通じて会員の増強に努める。また支部の現況などを説明し、赤十字活動資金の協力を積極的に呼びかけ、支部に対する支援強化を図るとともに、会員の赤十字に対する意識の高揚を促す。

日本赤十字社の「社員」と財源

日本赤十字社法(昭和27年制定)および同定款では、日本赤十字社は「社員をもって組織する」、「社員は社費として毎年500円以上を納入する。」とされています。

ここでいう「社員」とは、株式会社などの会社員という意味でなく、社団法人の社員または会員と同様のものです。

県民の皆様には、赤十字事業にご理解をいただいたうえで、活動資金（社資）の確保にご協力をお願いしております。

赤十字事業の趣旨を理解し、これを支持する人はだれでも「社員」になることができます。

日本赤十字社の主な財源は、社員が納める社費のほか、任意に寄せられる寄付金があり、これらを総称して「社資」と呼んでいます。

赤十字事業は、社資によって支えられています。

第11 地域における赤十字活動

1 地区分区交付金を活用した地区・分区の活動

- (1) 地区・分区は、地域における赤十字活動を充実させるため、管内市区町村、奉仕団及び青少年赤十字等が地域のニーズを的確にとらえ、それぞれの地域の実情に沿った活動が実施できるよう、地区分区交付金の積極的な活用を図る。
- (2) 赤十字活動は、災害からいのちを守り、行政の手の届かない部分を補完し、健康で安全な暮らしやすい地域づくりを目指すものであることから、支部は、地区分区交付金を活用した活動事例を地区・分区に提供する。

2 地区・分区業務の円滑な推進と透明性の確保

- (1) 支部は、地区・分区が行う業務の状況を常に把握し、交付金が赤十字事業の趣旨に即して適正かつ効果的に執行されるよう、支援と連携の強化に努める。

また、業務の自己点検を実施し、管内における赤十字事業の検証を行い、地域ニーズに柔軟に対応できる体制づくりを行うとともに、支部は、地区・分区に出向き業務実査を行い、地区・分区業務の実情や意見・要望を把握したうえで、より信頼される業務を推進していく。

- (2) 支部と地区・分区との連絡体制の充実を図るため、また業務の確実な執行を期するため、次の会議及び研修会を開催する。

- 地区・分区長会議 (4月)
- 新任事務委員研修会 (4月)
- 地区・分区担当者救急法講習会 (10月)
- 地区・分区事務委員連絡会議 (平成27年2月)

- (3) 地区・分区における業務の軽減と資金のより適正な管理を行うため、平成25年度から一部の地区・分区に導入している支部情報管理システム（地区・分区システム）のさらなる導入を図る。

第12 事業推進のための会議と事業を担う人材の育成

1 評議員会

各事業の計画、実施状況、予算・決算等について審議するため、評議員会を以下のとおり開催する。

(1) 平成26年6月

- ・平成25年度日本赤十字社千葉県支部（支部・病院・血液センター）事業報告並びに一般会計及び医療施設特別会計歳入歳出決算等に関する件
- ・その他重要な業務に関する件

についての審議

(2) 平成27年2月

- ・平成27年度日本赤十字社千葉県支部（支部・病院・血液センター）事業計画並びに一般会計及び医療施設特別会計歳入歳出予算等に関する件
- ・その他重要な業務に関する件

についての審議

○地区選出評議員	51名		
○支部長選出評議員	9名	計	60名

2 参与会議

各事業の計画及び予算等について意見を聴取するため、参与会議を以下のとおり開催する。

(1) 平成27年1月

- ・平成27年度日本赤十字社千葉県支部（支部・病院・血液センター）事業計画並びに一般会計及び医療施設特別会計歳入歳出予算等についての意見聴取
- ・その他必要な活動（業務）の報告など

支部参与 ○千葉県防災危機管理部長
○千葉県健康福祉部長
○千葉県教育長

3 研修会の開催

赤十字職員として共通に求められる赤十字及び赤十字事業に関する事項や、各階層に求められる職務上必要な事項、業務遂行において有効なビジネス手法等、その他、赤十字職員として広く一般的に求められる見識を習得し、県民の信頼に応え、赤十字運動を担える人材を育成することを目的に、3施設（支部・病院・血液センター）で次の研修を実施する。

なお、研修は支部独自に行うほか、スケールメリットを活かして第2ブロック支部で共同開催する。

(1) 階層別研修

役職・職務階層に必要な知識習得や能力開発を目的に実施する。

- ア 新規採用職員研修
- イ 一般職員研修
- ウ 新任係長級職員研修（日本赤十字社第2ブロック支部共同開催）
- エ 係長級職員研修
- オ 新任課長級職員研修（日本赤十字社第2ブロック支部共同開催）
- カ 課長級職員研修

(2) 課題別研修

特定のテーマについて専門的な知識を習得し、ビジネススキルの向上を図ることを目的に実施する。

(3) 施設間相互の研修（赤十字トライアル研修）

所属以外の施設（支部・病院・血液センター）の業務を実体験し、赤十字事業全般への認識を広げ、職員としての帰属意識を高めることを目的に実施する。

第13 収支予算の概要

1 一般会計

平成26年度一般会計歳入歳出予算については、766,147千円を計上したが、これは前年度に比べ41,937千円の増、率にして5.8%の増となっている。

歳入予算が増となったのは、「社資収入」を前年度に比べ10,000千円増の、630,000千円計上したことや、東日本大震災以降計上することができなかった「前年度繰越金」を30,582千円計上したことなどによるものである。

なお、「社資収入」の増については、前年度導入した支部情報管理システムの本格稼働に伴い、社資募集の対象となる法人の拡大など社資募集活動の充実を図ることにより、10,000千円の増を見込んだものである。

歳出予算については、平成26年度も、既存の事業を見直し、経費の節減に努めるとともに、県民から寄せられる赤十字への期待と要請に応える事業・活動を展開するため、限られた財源の重点的かつ効果的な配分に努めたところである。

「災害救護事業費」については、震災等の災害から学んだ知識や教訓を今後の備えとして多くの県民に広めていくことを目的とした、赤十字防災・減災セミナーを新たに開催することや、前年度以上の災害救援物資の購入を予定していることなどから8,900千円の増、率にして11.2%の増の88,211千円を計上した。

また、今後の予期せぬ災害等に備えるため、東日本大震災以降計上することができなかった災害等資金の積立金を40,000千円計上し、「積立金支出」を44,812千円とした。

一方、前年度に比べ減となった科目のうち、「社会活動費」の要因については、前年度は赤十字奉仕団創設65周年の節目の年であり、記念大会を開催したことによるものであり、「地区分区交付金」については、平成26年度から6つの郡地区を廃止することによるもの、また「社業振興費」については、支部情報管理システムの導入経費の減によるものである。

平成26年度 一般会計歳入歳出予算総括表

1 歳 入

(単位：千円・%)

科 目	平成26年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第2款 支部収入				
第1項 社 資 収 入	630,000	620,000	10,000	1.6
第2項 委 託 金 等 収 入	0	0	0	-
第3項 補助金及び交付金収入	15,704	16,133	△ 429	△ 2.7
第4項 繰 入 金 収 入	9,562	9,361	201	2.1
第9項 雑 収 入	80,299	78,716	1,583	2.0
第10項 前 年 度 繰 越 金	30,582	0	30,582	皆増
合 計	766,147	724,210	41,937	5.8

2 歳 出

(単位：千円・%)

科 目	平成26年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第2款 支部費				
第1項 災 害 救 護 事 業 費	88,211	79,311	8,900	11.2
第2項 社 会 活 動 費	158,833	160,201	△ 1,368	△ 0.9
第3項 国 際 活 動 費	6,320	6,320	0	0.0
第4項 指定事業地方振興費	50,000	50,000	0	0.0
第5項 地区分区交付金支出	77,600	81,210	△ 3,610	△ 4.4
第6項 社 業 振 興 費	110,409	114,200	△ 3,791	△ 3.3
第7項 基盤整備交付金・補助金支出	3,290	2,990	300	10.0
第10項 積 立 金 支 出	44,812	5,006	39,806	795.2
第12項 総 務 管 理 費	130,399	130,762	△ 363	△ 0.3
第13項 資産取得及び資産管理費	10,023	10,210	△ 187	△ 1.8
第14項 本 社 送 納 金 支 出	83,250	81,000	2,250	2.8
第15項 予 備 費	3,000	3,000	0	0.0
合 計	766,147	724,210	41,937	5.8

2 医療施設特別会計

平成26年度医療施設特別会計収益的収入及び支出予算は、収入総額19,685,507千円で前年度比4.2%の増、支出総額は20,132,867千円で4.4%の増であり、この結果、収支差引額は447,360千円の赤字を計上した。

収入予算については、総額の93.5%を占める医業収益を18,414,808千円、前年度比4.5%増と見込んだところである。

これは、適正な病床管理による病床利用率の確保に努めるとともに、手術室の効率的な運用による高度医療手術の増加による入院診療収益の増収を見込んだこと。また、外来化学療法の充実による外来診療収益の増収を見込んだものである。

支出予算については、総額の96.1%を占める医業費用を19,357,377千円、前年度比4.6%増を見込んだところである。

これは、入院患者の増加に加え、化学療法に使用する高額医薬品の採用に伴う材料費の増加、また、医師、看護師等の人材確保に伴う給与費の増、さらには消費税増税の影響を見込んで計上したものである。

次に、資本的収入及び支出予算は、総額で1,245,591千円を計上したが、その主な内容は、医療機器等の整備に552,503千円、A棟建設及び平成23年度に導入した医療情報システム等にかかる借入金の元金償還に477,310千円である。

なお、その財源については、内部留保金（自己資金）、各種補助金をもって賄うこととしている。

平成26年度 医療施設特別会計歳入歳出予算総括表

1 収益の収入及び支出

(収 入)

(単位：千円・%)

科 目	平成26年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第2款 病院収益				
第1項 医業収益	18,414,808	17,614,588	800,220	4.5
第2項 医業外収益	1,196,358	1,163,394	32,964	2.8
第3項 医療社会事業収益	12,557	16,325	△ 3,768	△ 23.1
第4項 付帯事業収益	61,784	96,581	△ 34,797	△ 36.0
第5項 特別利益	0	0	0	-
合 計	19,685,507	18,890,888	794,619	4.2

(支 出)

(単位：千円・%)

科 目	平成26年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第2款 病院費用				
第1項 医業費用	19,357,377	18,498,239	859,138	4.6
第2項 医業外費用	400,377	396,712	3,665	0.9
第3項 医療奉仕費用	170,366	167,858	2,508	1.5
第4項 付帯事業費用	181,419	196,764	△ 15,345	△ 7.8
第5項 特別損失	11,288	7,431	3,857	51.9
第6項 法人税等	12,040	20,094	△ 8,054	△ 40.1
第7項 予備費	0	0	0	-
合 計	20,132,867	19,287,098	845,769	4.4

収支差引額 △ 447,360 千円

2 資本的収入及び支出

(収 入)

(単位：千円・%)

科 目	平成26年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第2款 病院収入				
第1項 固定負債	307,459	731,350	△ 423,891	△ 58.0
第3項 その他資本収入	938,132	720,981	217,151	30.1
合 計	1,245,591	1,452,331	△ 206,740	△ 14.2

(支 出)

(単位：千円・%)

科 目	平成26年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第2款 病院費				
第1項 固定資産	725,231	1,005,368	△ 280,137	△ 27.9
第2項 借入金等償還	520,360	446,963	73,397	16.4
合 計	1,245,591	1,452,331	△ 206,740	△ 14.2

3 予算の積算基礎となる患者数

科 目	平成26年度予算額	前 年 度	増減額	増減率	
入院患者数	年 間	226,300	226,665	△ 365	△ 0.2
	1 日 平 均	620	621	△ 1	△ 0.2
外来患者数	年 間	279,000	280,500	△ 1,500	△ 0.5
	1 日 平 均	1,148	1,154	△ 6	△ 0.5

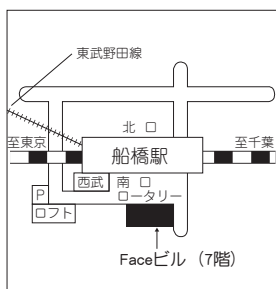
施 設 一 覧

施 設 名	住 所
日本赤十字社千葉県支部	〒260-8509 千葉市中央区千葉港5-7 TEL 043-241-7531 FAX 043-248-6812
日本赤十字社千葉県支部義肢製作所	〒260-8509 千葉市中央区千葉港5-7 TEL 043-241-7535 FAX 043-241-7586
成田赤十字病院	〒286-8523 成田市飯田町90-1 TEL 0476-22-2311 FAX 0476-22-6477
成田赤十字看護専門学校	〒286-8523 成田市飯田町90-1 TEL 0476-22-2311 FAX 0476-22-3000
千葉県赤十字血液センター	〒274-0053 船橋市豊富町690 TEL 047-457-0711 FAX 047-457-7304
千葉県赤十字血液センター千葉港事業所	〒260-8507 千葉市中央区千葉港5-7 TEL 043-241-8331 FAX 043-241-8813
千葉県赤十字血液センター鴨川供給出張所	〒296-0032 鴨川市花房57-3 TEL 04-7099-1611 FAX 04-7099-1613

県内献血ルーム

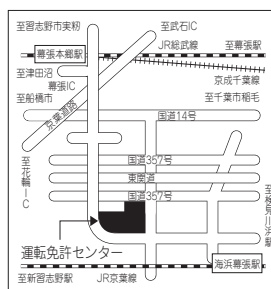
献血ルームフェイス (JR船橋駅南口 Faceビル7階)

※西側入口のエレベーターで7階
〒273-0005
船橋市本町1-3-1
Tel 047-460-0521
Fax 047-460-0522
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



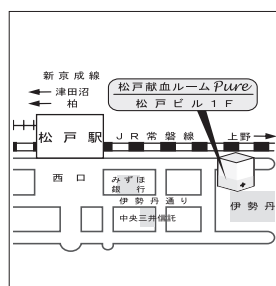
運転免許センター献血ルーム (千葉運転免許 センター内)

※「駐車場」手前の右側
〒261-0025
千葉市美浜区浜田2-1
Tel 043-276-3641
Fax 043-276-3955
受付時間 9:00~13:00
14:00~16:30
(日曜日は16:10)
休日: 土曜日・祝日・年末年始



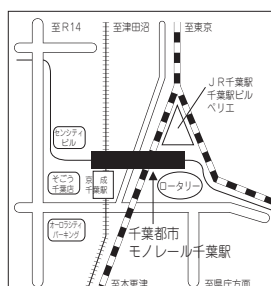
松戸献血ルーム Pure (松戸ビル1階)

※JR松戸駅西口伊勢丹松戸店隣
〒271-0092
松戸市松戸1307-1
Tel 047-703-1006
Fax 047-703-1007
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



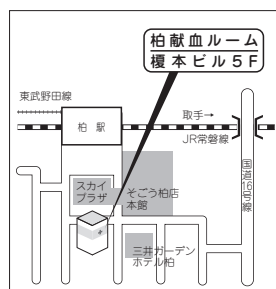
モノレールちば駅献血ルーム (モノレール千葉駅構内)

※京成千葉駅千葉そごう側改札口前
〒260-0031
千葉市中央区新千葉1-1-1
Tel 043-224-0332
Fax 043-224-0431
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



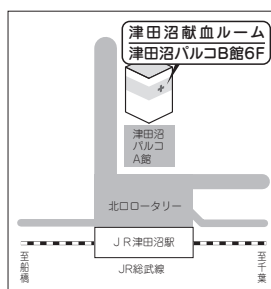
柏献血ルーム (榎本ビル5階)

※入口の右側エレベーターで5階
〒277-0005
柏市柏2-2-3
Tel 04-7167-8050
Fax 04-7163-6045
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



津田沼献血ルーム (津田沼パルコB館6階)

〒274-0825
船橋市前原西2-19-1
Tel 047-493-0322
Fax 047-493-0323
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



※運転免許センター献血ルームは、全血献血(200mL・400mL)のみの受入。
※各献血ルームの成分献血受付終了時間は午前中は12:00、午後は17:00。

案内略図

1 千葉県赤十字会館

・日本赤十字社千葉県支部
 〒260-8509 千葉市中央区千葉港5-7
 TEL 043-241-7531 (代)
 FAX 043-248-6812
<http://www.chibajrc.or.jp>

・千葉県赤十字血液センター 千葉港事業所
 〒260-8507 千葉市中央区千葉港5-7
 TEL 043-241-8331 (代)
 FAX 043-241-8813

◆JR千葉駅よりモノレールをご利用する場合は、「千葉みなと」行きにご乗車のうえ「市役所前」で下車ください。

2 成田赤十字病院

・成田赤十字病院
 〒286-8523 成田市飯田町90-1
 TEL 0476-22-2311 (代) FAX 0476-22-6477
<http://www.narita.jrc.or.jp>

JR成田駅、京成成田駅下車
 千葉交通バス5分、日赤前下車
 (成田ニュータウン方面)
 (宗吾・甚兵衛渡行き利用)

京成公津の杜駅下車徒歩15分

3 千葉県赤十字血液センター

・千葉県赤十字血液センター
 〒274-0053 船橋市豊富町690
 TEL 047-457-0711(代)
 FAX 047-457-7304
 供給FAX 047-457-8397
<http://www.chiba.bc.jrc.or.jp>

◆献血に関するお問い合わせは
 TEL 047-457-0713
 (献血推進一課ダイヤルイン)

